

## 【新型コロナウイルス感染症対策】における

### 保育所等の対応について

宮崎県独自の「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、集団感染発生防止と感染拡大防止の為、お仕事がお休みの場合など、ご家庭での保育が可能な場合は、登園自粛のご協力をお願いします。

期間と保育料については下記のとおりです。

#### ①協力をお願いする期間

令和3年1月9日(土)～令和3年1月22日(金)

#### ②登園自粛のお願いに協力いただいた場合は、保育料減額の対象となります。(1月9日～1月22日)

※詳細はHPに市からの文書を掲載していますので確認してください。